

原子力災害医療の実施体制

- ▶ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、初期・二次・三次の医療体制により、適切に対応。

初期被ばく医療

【松江赤十字病院・松江市立病院等14病院】 【鳥取赤十字病院等14病院】

- ①被ばく、汚染のため直ちに診断を要する者
- ②外傷や疾病等に汚染や被ばくを合併している者
- ③軽度の外傷等の治療



訓練風景

指針による体制に移行するまで
仮置き

二次被ばく医療

【島根県立中央病院・島根大学医学部附属病院（協力）】 【鳥取大学医学部附属病院・鳥取県立中央病院】

- ①外部被ばくによる放射線障害のおそれがある者
- ②内部汚染による障害のおそれがある者
- ③対表面汚染や創傷汚染が十分除染されなかった者
- ④上記が混在又は一般傷病が合併している者

**二次被ばく医療で対応
できない傷病者は、三次
被ばく医療機関へ搬送**

消防防災ヘリ、自衛隊航空機等
による搬送

三次被ばく医療

【放射線医学総合研究所、西日本ブロックの三次被ばく医療機関（広島大学）等で実施】

- ①高度専門的な線量評価
- ②高度な専門的除染等

高度かつ専門的な被ばく医療



広島大学

放射線医学総合研究所

※ 県内の二次被ばく医療機関で対応できない重篤、重傷な被ばく患者の診療等及びその収容能力を超えた場合の対応を行う。

13. 放射線防護資機材、物資、 燃料等の備蓄・供給

<対応のポイント>

2県6市は、P A Z及びU P Z内で避難誘導等を行う要員のために、個人線量計等の放射線防護資機材を、県、市、消防、医療機関等に備蓄している。

2県6市は、緊急時に備え食料及び生活物資を備蓄している。また、放射線防護対策施設においては、屋内退避者が一定期間生活できる物資を備蓄する予定である。備蓄している物資が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。緊急輸送車両や避難所等への燃料の供給が不足する場合においては、原子力災害対策本部に対して燃料調達の要請を行う。

PAZ内の放射線防護資機材の備蓄

- ▶ 松江市のほか、PAZ圏内の住民搬送を担うバス会社の運転手、医療機関・社会福祉施設・教育機関の施設管理者等に個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄
- ▶ 緊急時には、放射線防護資機材を運転手、避難誘導者に配布し、万一に備え避難搬送時に携帯
- ▶ 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備中



未調整

バス会社
運転手向けに備蓄を実施中

医療機関・社会福祉施設(14施設)
施設管理者、避難誘導者向けに備蓄を実施中
(病院・入所社会福祉施設7施設は放射線防護
設備整備済)

小中その他学校・保育所・幼稚園(14施設)
施設管理者、避難誘導者向けに備蓄を実施中

島根県原子力環境センター及び関係市庁舎に
初期活動に必要な防災資機材を備蓄

各施設を配置した
地図に差替予定

島根県原子力
環境センター

P

UPZ内の放射線防護資機材の備蓄

- UPZ圏内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、緊急時に設置する一時集結拠点で原則放射線防護資機材を配布（UPZ圏内の輸送事業者等には個別配布）
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認



原子力事業者による放射性防護資機材の備蓄

- ▶ 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」を締結
- ▶ 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源（要員・資機材等）を最大限供給し支援

原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
全面マスク 要確認	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



全面マスク



タイベックスーツ

県及び関係市における食料等の備蓄

- ▶ 緊急時に備え、県及び関係市では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、県が調整を行い、それぞれの県内の全市町村より備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備
- ▶ 関係市町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、島根県及び鳥取県は、「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結

関係県市の生活物資の備蓄状況

	アルファ米等(食)	飲料水(リットル)	毛布(枚)	簡易トイレ(個)	非常用燃料(個)
島根県	71,024	3,720	25,485	694	77
松江市(まつえし)	32,830	1,027	1,050	75	—
出雲市(いずもし)	28,850	—	1,426	225	19
安来市(やすぎし)	7,100	8,400	330	—	—
雲南市(うんなんし)	2,000	660	950	18	—
鳥取県	—	—	—	47	—
米子市(よなごし)	13,130	14,040	8,100	191	—
境港市(さかいみなとし)	3,610	3,468	1,160	40	—

災害時における物資の供給等に関する協定の締結状況

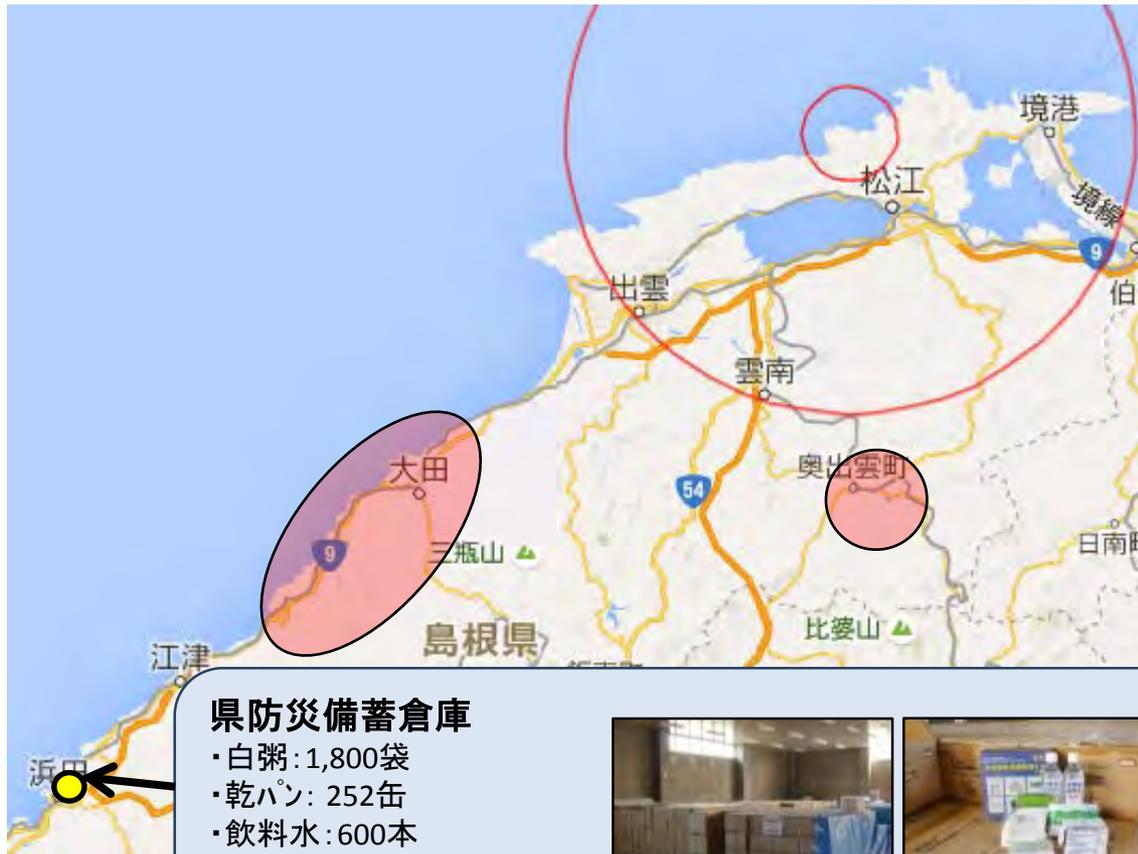
※上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市では食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を準備している。

協定名	内容	締結民間企業等
災害時における食料等の調達に関する協定	災害発生時における食料等応急生活物資の供給	アルファ食品(株)、(株)マツヤ神戸屋、(有)なんぼうぱん、(株)みしまや、(株)フーズマーケットホック、(株)ウシオ、(株)キヌヤ、いずも農業協同組合ラビタ本店、(株)イズミ、(株)一畑百貨店、島根県生活協同組合連合会、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、ほか弁当業種企業多数
大規模災害時の支援活動等に関する協定	大規模災害時において、緊急通行車両への優先給油及び被災者や帰宅困難者等への情報提供等	島根県石油商業組合
緊急・救援物資等輸送に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(公社)島根県トラック協会



PAZ内避難時の物資備蓄・供給体制

- ▶ PAZからの避難住民約10,700人の受入れ時には、島根県及び受入先自治体の備蓄のほか、島根県と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社島根県支部に備蓄された物資（生活用品等）を、島根県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送
- ▶ 島根県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、島根県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う



県防災備蓄倉庫

- ・白粥:1,800袋
- ・乾パン: 252缶
- ・飲料水:600本
- ・毛布:5,960枚
- ・大人用紙おむつ:3,960枚 等



PAZ住民避難先

未調整

	避難経由所	避難受入人数(人)
鹿島(恵曇・御津)	県立大田高等学校	
鹿島(佐太)	市立朝波小学校	
鹿島(講武)	市立第一中学校	
島根	横田公園	
生馬	市立長久小学校	
古江	旧湯里小学校	
	旧温泉津小学校	
	市立温泉津中学校	
合 計		

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。

物資集積拠点・一時集積拠点

- ▶ 物資供給の迅速性を高めるため、国からの物資を集積する物資集積拠点を設定。物資集積拠点で、地域のニーズ等を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、一時集積拠点に輸送
- ▶ 一時集積拠点では、物資集積拠点から搬送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う
- ▶ 物資集積拠点・一時集積拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用

